

# 令和6年度「北杜市介護事業所物価高騰等対策支援金」申請要領

令和6年9月24日

## 1 目的

長期化する物価高騰等の影響を受ける介護事業所の安定的な事業継続を支援するため、介護保険サービスを提供する事業所に対して支援金を交付します。

## 2 支援金の対象事業所

対象となる事業所は、次に掲げる要件を満たすものとします。

- (1) 北杜市内に事業所を有する法人（国及び地方公共団体が運営する事業者を除きます。）
- (2) 別表1に定める対象となる事業所の指定を受け、サービスを提供している事業所
- (3) 令和6年4月から令和6年8月まで継続して介護保険サービスの提供実績がある事業所

### 【不交付要件】

- ・ 申請時において、未届けを含む休廃止している事業所
- ・ 介護保険サービスの提供実績のない事業所
- ・ 事業継続の意思がないと明らかに認められる事業所
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団に該当する場合
- ・ 市税等に滞納がある場合
- ・ その他、支援金の趣旨や目的に照らして適当でないと市長が判断する場合

## 3 支援金の交付額

別表1に定めるサービス種別ごと、法人単位で支援を受けることができます。

- ・ 1つの法人が複数の事業所を運営している場合、1法人あたりの上限額を100万円とします。
- ・ 1つの法人が施設入所と短期入所のいずれも運営している場合、併設型に限り短期入所分は対象外となります。

## 4 申請手続について

### (1) 申請期間

令和6年10月1日（火）から令和6年11月29日（金）まで

## (2) 申請書類

- ・ 支援金の交付は、法人単位で行います。
- ・ 申請は、法人単位でとりまとめ、次の①～③の書類を提出してください。
  - ① 申請書兼請求書
  - ② 支援金の振込を受ける金融機関の通帳の写し  
(金融機関名、支店、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの)
  - ③ 令和6年4月から令和6年8月までの間のサービス提供の実績がわかる書類 (任意様式)

## (3) 申請方法

上記4(2)の提出書類一式を郵送または直接持参してください。

なお、郵送の際は、必ず封筒に朱色で「支援金交付申請書在中」を記載してください。

【宛先・申請先】 〒408-0188 北杜市須玉町大豆生田9 6 1 - 1

北杜市役所 介護支援課 介護保険担当 宛て

## (4) その他

- ・ 必要に応じて追加書類の提出や申請内容確認のために連絡することがあります。
- ・ 交付の決定をした場合は、決定通知書を送付いたします。
- ・ 申請が不相当である場合は、不交付決定通知書を送付いたします。

## 5 支援金の交付について

- ・ 支援金の交付方法は、「口座振込」のみです。
- ・ 申請書の受理後、申請内容の不備等がなければ、3週間程度で交付します。
- ・ 振込の通知は行いません。口座振込をもって額の確定の通知とさせていただきます。

## 6 注意事項

- ・ 本支援金の交付後、要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の交付を取り消します。この場合は、受け取った支援金は返還いただきます。

## 7 誓約・同意事項

次の事項に誓約及び同意がない場合は、本支援金の申請はできません。

- ・ 支援金の対象事業所で不交付要件には該当しないこと。
- ・ 支援金の交付要件を確認する必要がある場合、北杜市職員による関係書類の提出、指導、事

情聴取、立入検査等の調査に応じること。

- ・ 交付決定後、申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により支払いができず、令和6年12月25日までに北杜市が申請者に連絡及び確認できない場合には、北杜市は当該申請が取り下げられたとみなすこと。
- ・ 支援金の交付後、対象事業者の要件に該当しないことが判明した場合、または不交付要件に該当すると判明した場合には、交付された支援金を返還すること。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団に該当せず、今後においても暴力団との関係を持つ意思はないこと。

## 8 問い合わせ先

北杜市役所 福祉保健部 介護支援課 介護保険担当

【電 話】 0551-42-1333

【E-mail】 kaigoshien@city.hokuto.lg.jp

【時 間】 平日 8：30～17：15

本支援金に係る取扱いについては、北杜市補助金等交付規則（平成16年11月北杜市規則第51号）に定めるほかは、本申請要領によります。

別表1（支援金の交付額）

支援種別	サービス種別	交付額	上限額
入所系①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> </ul>	1事業所あたり 50万円	1法人あたり 上限額 100万円
入所系②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活介護（介護予防含む）</li> <li>・短期入所療養介護（介護予防含む）</li> <li>・認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）</li> <li>・小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	1事業所あたり 40万円	
通所系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護</li> <li>・通所リハビリテーション（介護予防含む）</li> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・認知症対応型通所介護（介護予防含む）</li> </ul>	1事業所あたり 20万円	
居宅系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援</li> <li>・訪問介護</li> <li>・訪問看護（介護予防含む）</li> <li>・訪問リハビリテーション（介護予防含む）</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> </ul>	1事業所あたり 10万円	